

## 平成27年度福島県原子力防災訓練実施概要（案）

平成27年11月6日  
福島県原子力安全対策課

## 1 目的

東日本大震災後に修正を重ねてきた福島県地域防災計画（原子力災害対策編）及び平成26年度に策定、改訂した「暫定重点区域における福島県原子力災害広域避難計画」（以下、「県広域避難計画」）等に基づき、本県における国、県、市町村及び防災関係機関の防災体制の確立と関係職員の対応能力の向上、また、住民に対し、原子力災害時取るべき行動の周知を図ることを目的として実施する。

## 2 実施日時・予定場所

## (1) 訓練実施時期

1日目：平成27年11月26日（木）

2日目：平成27年11月28日（土）

## (2) 訓練実施場所

1日目：福島県庁、いわき市及び暫定重点区域市町村ほか関係機関

2日目：いわき市、柳津町、三春町

## 3 主催

福島県、いわき市

## 4 訓練参加機関（順不同）

原子力規制庁、内閣府、原子力災害現地対策本部、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、柳津町、三春町、福島県立医科大学附属病院、福島県医師会、福島県薬剤師会、福島県看護協会、福島県診療放射線技師会、日本赤十字社福島県支部、福島県バス協会、陸上自衛隊郡山駐屯地第6特科連隊、陸上自衛隊第6特殊武器防護隊、海上保安庁福島海上保安部、東日本高速道路株式会社東北支社、福島地方气象台、福島県警察本部、福島市消防本部、郡山地方広域消防組合消防本部、いわき市消防本部、伊達地方消防組合消防本部、双葉地方広域市町村圏組合消防本部、相馬地方広域消防本部、東京電力株式会社、福島県 他

## 5 訓練想定（発災施設：東京電力株式会社福島第二原子力発電所）

福島県浜通りを震源とした震度6強の地震を観測（津波の影響なし）し、福島第二原子力発電所の4号機使用済燃料プール冷却系停止及び燃料プール水の漏えいが発生。その後、原因の特定、復旧（水位維持）が出来ない状態となる。この状態が原子力災害対策

特別措置法（以下、「原災法」）第10条に定める特定事象（施設敷地緊急事態）と判断された（PAZには避難を要する要支援者はいないことを確認）。

復旧活動は継続しているが、原因の特定及び復旧（水位維持）が出来ず、水位低下が継続し、燃料集合体から上方2mまで水位低下を確認。この状態が原災法第15条に定める特定事象（全面緊急事態）と判断された。その後、檜葉町、富岡町の一部（PAZ）に避難指示が出された。

その後の状況確認において、発電所敷地周辺のモニタリングポストの指示値が上昇（原因は特定できず）していることを確認した。

また、緊急時モニタリングを実施したところ、福島第二原子力発電所南西方向において、 $20\ \mu\text{Sv/h}$  超が計測された地域があり、国、県、市等関係機関協議のもと、原子力災害対策本部から、檜葉町、富岡町、広野町の全域及びいわき市小川地区に避難指示（一時移転）が出された（訓練ではいわき市のみ避難を実施する）。

## 6 重点訓練項目

- (1) 高速道路を使用した住民避難の検証
- (2) 受入先市町村における避難所及び避難中継所の設置運営
- (3) 避難退域時検査場（スクリーニング場）の設置運営
- (4) 避難途中における休憩・連絡ポイントの設置
- (5) 医療中継拠点の設置運営

## 7 訓練内容

(ア) 1日目（平成27年11月26日（木））

- (1) 災害対策本部設置運営訓練
- (2) 緊急時通信連絡訓練
- (3) 緊急時モニタリング訓練
- (4) 広報訓練

(イ) 2日目（平成27年11月28日（土））

- (1) 住民避難訓練
  - ① 広報訓練
  - ② 住民避難訓練
  - ③ 住民輸送訓練（避難状況把握訓練、休憩・連絡ポイント設置訓練含む）
  - ④ 避難所及び避難中継所設置運営訓練
- (2) 緊急被ばく医療活動訓練
  - ① 避難退域時検査（スクリーニング）訓練
  - ② 医療中継拠点設置運営訓練